

宮城県東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、産学連携による新たな事業の創出及び産業の振興を図るため、東北大学連携型起業家育成施設に入居し起業又は新規事業展開等を図ろうとする者に対し、当該施設の利用に係る経費について予算の範囲内において宮城県東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「東北大学連携型起業家育成施設」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第31条第1項第1号に規定する事業場として、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-10に設置する施設をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 「大企業」とは、中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

(交付対象等)

第3 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、補助金の交付申請時において東北大学連携型起業家育成施設（以下「施設」という。）に入居している者（以下「入居者」という。）で、大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学等と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は別表に掲げる第二創業を通じて新規事業展開等（以下「起業等」という。）を図ろうとする法人又は個人で、県内に事業所等を有する者又は施設退去後に県内に新たに事業所等を設置する計画がある者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者
- (4) 施設に入居後3年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人
- (5) 入居者の起業等を支援する目的で入居する者
- (6) 宮城県の県税を滞納している者
- (7) その他知事が交付対象と認めない者

(補助対象経費)

第4 補助対象となる経費は、施設入居に係る賃料とする。ただし、中小機構と補助事業者との間で締結される賃貸借契約上の賃料に係る消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。

(補助金の交付対象期間)

第5 補助金の交付対象期間は、入居開始の日から起算して3年を限度とする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、第5に規定する交付対象期間において、1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）に、次の各号に掲げる入居期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額を乗じて得た額とする。ただし、入居の開始の日が月の初日でないとき又は退去日が月の末日でないときの補助金の額は、日割計算とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 入居後1年未満 | 500円 |
| (2) 入居後1年以上3年未満 | 300円 |

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は次の各号に定める日までとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 入居日から起算して90日を経過した日又は入居日が属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日
- (2) 県の前会計年度から継続して入居している場合には6月30日

(交付の決定)

第8 知事は、第7の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第9 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 県内に事業所等を有する者にあつては、補助事業の完了した日から5年間は、引き続き県内に事業所等を有すること。
- (4) 県内に事業所等を有しない者にあつては、補助事業の完了した日から5年間は、県内に事業所等を有すること。
- (5) その他知事が必要と認める条件

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月6日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定等)

- 第11 知事は、第10の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定に基づき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に県に当該超える部分の額を納付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、前項に規定する期限内に納付しない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第12 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は別記様式第5号によるものとする。
- 2 前項の概算払を受けることができる月は、毎年6月、9月、12月及び3月とし、概算払を受けようとする者は、当該月分までの補助金を交付請求することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の経理等)

- 第13 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

- 第14 知事は、補助事業者が第9に規定する条件に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(成果の事業化)

- 第15 補助事業者は、補助事業の成果を活用した事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間、毎年4月20日までに当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、別記様式第6号により知事に報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(成果の発表)

- 第16 知事は、補助事業により行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月23日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

第二創業とは、客観的に自ら営む事業を見直して、経営の多角化や事業転換などを図ることをいい、具体的には、次の事業展開によるものを対象とする。

- (1) 従来のお客様に対する新たな製品の開発やサービスの提供
- (2) 従来とは異なる取引先に対する新たな製品の開発やサービスの提供